

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社浅川組	和歌山県和歌山市小松原通 3-69	1-003518

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和 6 年 7 月 17 日 ～ 令和 6 年 10 月 18 日 (3 か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

(株)浅川組は、和歌山県発注の長井古座線(仮称八郎山トンネル)道路改良工事において、同社を代表者とする特定建設工事共同企業体により、令和 4 年 9 月に工事を完了したが、令和 4 年 12 月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。

当該事実が建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、同社は国土交通省近畿地方整備局から令和 6 年 6 月 25 日付けで営業停止命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第 2 第 14 号イに該当する。

< 指名停止等措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
14 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、同法第 28 条の規定に基づく監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内
ア 指示処分を受けたとき	当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内
イ <u>営業停止処分を受けたとき</u>	<u>当該認定をした日から</u> <u>3 か月以上 9 か月以内</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町 978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)